

(証券コード 6338)

平成22年12月6日

株 主 各 位

奈良県橿原市新堂町313番地の1

株式会社タカトリ

代表取締役会長 高 鳥 王 昌

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年12月21日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年12月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 奈良県橿原市新堂町313番地の1
当社本社 5階講堂
（末尾記載の「第54期定時株主総会会場 ご案内略図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - 報 告 事 項 第54期（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.takatorig.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 事業報告

(平成21年10月1日から  
平成22年9月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社が関わる電子部品業界においては、米国の金融危機を発端とする世界的な景気後退の影響により不況の長期化が懸念される中、上半期において海外メーカーを中心に一部で設備投資の再開の動きが見受けられ経営環境は徐々に回復の兆しが見られました。下半期においては、LED市場の拡大、パソコン、携帯端末、液晶テレビ等の需要の拡大による設備投資の増加を背景に、業績は回復の方向へ向かいました。

このような業界動向のもと、当社の売上高は半導体機器事業はデバイスメーカーを中心に需要が増加し、設備投資が活発化した影響から堅調に推移いたしました。MWS（マルチワイヤーソー）事業は海外LED向けを中心に好調に推移いたしました。しかしながら、液晶機器事業及び繊維機器部門は低調に推移いたしました。また、損益面については、製造コスト及び諸経費の削減を推進してまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は46億77百万円（前期比45.2%増）となり、営業利益は1億70百万円（前年同期 営業損失4億46百万円）、経常利益は1億97百万円（前年同期 経常損失3億92百万円）、当期純利益は1億98百万円（前年同期 当期純損失5億2百万円）となりました。

事業部門別の状況は、次のとおりであります。

#### ・電子機器部門

当事業部門の売上高は、44億1百万円（前期比56.1%増）となりました。各事業の概況は次のとおりであります。

### ① 液晶機器事業

液晶業界においては、中国における液晶テレビの需要が拡大したことに伴い受注・販売が増加したほか、高機能携帯端末の市場が急速に拡大し液晶パネルの需要は全体的に回復いたしました。

このような状況下、海外パネルメーカーへのオリジナル製品の販売は堅調に推移いたしました。国内メーカーの設備投資に対する姿勢は依然として慎重であったことにより、全体的な売上高は低調に推移いたしました。

### ② 半導体機器事業

半導体業界においては、一昨年からの世界的不況による設備投資抑制の動きを脱し、パソコン、携帯端末、液晶テレビ等の世界的需要の増加を背景にデバイスメーカーの設備投資が活発化いたしました。

このような状況下、主に台湾メーカー向けの受注が増加したことにより、売上高は堅調に推移いたしました。

### ③ MWS（マルチワイヤーソー）事業

マルチワイヤーソーの主要ユーザーである電子部品業界においては、世界的不況の影響と加速した円高の影響を受けましたが、海外LED市場の需要が拡大し市場が活発化した影響から、上半期及び下半期ともに売上高は好調に推移いたしました。

#### ・ 繊維機器部門

当事業部門の売上高は、2億75百万円（前期比31.7%減）となりました。

アパレル業界においては、新規設備投資及び老朽化による設備投資が若干行われましたが、全体的には依然として継続的な不況の影響により設備投資の先送りの傾向が見られました。

このような状況下、一部のユーザーで新製品の自動裁断機の販売実績は得られたものの、売上高は低調に推移いたしました。

部門別売上高の概況

（単位：千円）

| 部 門  | 第51期<br>平成19年9月期 | 第52期<br>平成20年9月期 | 第53期<br>平成21年9月期 | 第54期<br>平成22年9月期 |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 電子機器 | 5,797,385        | 5,768,007        | 2,819,182        | 4,401,901        |
| 繊維機器 | 559,091          | 390,719          | 403,073          | 275,299          |
| 合 計  | 6,356,477        | 6,158,726        | 3,222,255        | 4,677,200        |

## (2) 設備投資の状況

当事業年度につきましては、特記すべき事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

運転資金に充当するため、平成21年1月に一般借入14億円の資金調達を行いました。当面の資金繰りを勘案した結果、有利子負債圧縮のため、平成21年10月に借入残高12億円全額を繰上返済いたしました。

## (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当事業年度につきましては、特記すべき事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

当社が関わる電子部品業界は、LED業界及び太陽電池業界を中心に市場が拡大しており、今後も環境・エネルギー関連市場の拡大に伴い、更に拡大すると予想されます。

このような状況下、当社が得意としている硬脆性材料のLED用単結晶サファイア向けの切断装置でありますマルチワイヤーソー市場に競合企業参入の動きが見られ、引き続きサファイア市場の独占を維持することが課題となっております。今後も公的開発資金を活用しながら技術開発を進め、技術の高度化を図ってまいります。また、マルチワイヤーソーの需要が拡大していることから、顧客の需要に対応できるよう経営資源の集中を行うとともに、部品の共通化、治工具の製作などにより生産効率の向上を進めてまいります。

来期におきましても、当社の戦略的コア技術「7つのコア技術」（貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空）の各技術を更に強化し、技術開発スローガン「Global Innovation “Plus One”」のもと、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「7つのコア技術」をベースに ①有望事業機会を目指した技術力の強化 ②強い技術の他製品への水平展開 ③他社との技術提携及び協業化による新製品の開発 ④既存製品の進化 などに積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分                 | 第51期<br>平成19年9月期 | 第52期<br>平成20年9月期 | 第53期<br>平成21年9月期 | 第54期(当期)<br>平成22年9月期 |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高                 | 6,356,477        | 6,158,726        | 3,222,255        | 4,677,200            |
| 経常利益(△損失)           | 697,061          | 531,897          | △392,653         | 197,214              |
| 当期純利益(△損失)          | 335,155          | 150,271          | △502,894         | 198,238              |
| 1株当たり当期純利益<br>(△損失) | 61円10銭           | 27円44銭           | △92円09銭          | 36円30銭               |
| 総資産                 | 8,683,530        | 7,679,494        | 7,501,591        | 7,749,053            |
| 純資産                 | 5,610,291        | 5,642,079        | 5,092,632        | 5,291,686            |
| 1株当たり純資産額           | 1,022円76銭        | 1,033円17銭        | 932円57銭          | 969円03銭              |

(注) 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社等の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ③ その他

重要な業務提携の状況

| 相手先        | 契約内容             |
|------------|------------------|
| ウインテスト株式会社 | 業務資本提携契約         |
| 株式会社エムテーシー | 技術の共同研究等に関わる提携契約 |

(8) 主要な事業内容 (平成22年 9 月30日現在)

- ① 電子部品の製造機器及びその付属機器の製造・販売
- ② 繊維機械及びその付属機械の製造・販売
- ③ 電子部品及び材料の製造・販売
- ④ 前各号に関する保守及び修理並びに付帯する一切の業務

(9) 主要な営業所及び工場 (平成22年 9 月30日現在)

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 |
|---|---|---|---|---|
| 本 | 社 | 奈 | 良 | 県 |
| 九 | 州 | 熊 | 本 | 県 |
| 営 | 業 | 合 | 志 | 市 |
| 所 |   |   |   |   |

(10) 従業員の状況 (平成22年 9 月30日現在)

| 従 業 員 数      | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢  | 平 均 勤 続 年 数 |
|--------------|-------------|----------|-------------|
| 202名 ( 8 名 ) | 2 名 増       | 40歳 4 ヶ月 | 15年 2 ヶ月    |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (平成22年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

## 2. 当社の株式に関する事項（平成22年9月30日現在）

### (1) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                 | 当 社 へ の 出 資 状 況 |               |
|-------------------------------------------------------|-----------------|---------------|
|                                                       | 持 株 数 （ 千 株 ）   | 持 株 比 率 （ % ） |
| 有 限 会 社 コ ト ブ キ 産 業                                   | 383             | 7.02          |
| 高 鳥 王 昌                                               | 354             | 6.50          |
| タ カ ト リ 共 栄 会                                         | 283             | 5.20          |
| UBS AG LONDON<br>A/C IPB SEGREGATED CLIENT<br>ACCOUNT | 263             | 4.82          |
| 大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成<br>株 式 会 社                        | 187             | 3.43          |
| タ カ ト リ 従 業 員 持 株 会                                   | 147             | 2.70          |
| 井 上 久 雄                                               | 128             | 2.34          |
| 高 鳥 政 廣                                               | 113             | 2.08          |
| 高 鳥 寿 子                                               | 109             | 2.01          |
| 西 村 幸 子                                               | 104             | 1.91          |

（注）持株比率は自己株式（30,719株）を控除して計算しております。

### (2) 株式に関するその他重要な事項

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 17,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,491,490株  |
| ③ 株主数      | 1,513名      |

## 3. 当社の新株予約権等に関する事項（平成22年9月30日現在）

### (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成22年9月30日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                             |
|----------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 高島王昌 | 新規事業創出及び管理部門担当、奈良県ハイテク工場団地協同組合代表理事<br>新規事業創出及び生産部門担当<br>新規事業創出及び営業部門担当<br>管理本部長兼経理部長<br>弁護士、さざんか法律事務所 所長 |
| 取締役社長    | 駒井幸三 |                                                                                                          |
| 取締役副社長   | 北村吉郎 |                                                                                                          |
| 専務取締役    | 雁野良博 |                                                                                                          |
| 取締役      | 松田武晴 |                                                                                                          |
| 取締役      | 大西正純 |                                                                                                          |
| 常勤監査役    | 水谷幸夫 |                                                                                                          |
| 監査役      | 山田磯子 |                                                                                                          |
| 監査役      | 北原勝正 |                                                                                                          |

(注) 1. 監査役山田磯子氏及び北原勝正氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 平成22年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しています。

| 氏名   | 新役職    | 旧役職   |
|------|--------|-------|
| 北村吉郎 | 取締役副社長 | 常務取締役 |

##### (2) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名   | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|---------------------|
| 蘆田隆博 | 平成22年2月15日 | 辞任   | 取締役                 |

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員         | 支 給 額                |
|--------------------|--------------|----------------------|
| 取 締 役              | 7 名          | 56,380千円             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3 名<br>(2 名) | 9,492千円<br>(3,360千円) |
| 合 計                | 10名          | 65,872千円             |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成5年12月21日開催の第37期定時株主総会において年額3億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いたしております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成5年12月21日開催の第37期定時株主総会において年額3千万円以内と決議いたしております。
3. 取締役の報酬等の総額には、平成22年2月15日をもって辞任した取締役1名分を含んでおります。なお、当事業年度末現在の取締役の員数は、6名であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役山田磯子氏は、さざんか法律事務所の所長を兼務しております。  
当社は、さざんか法律事務所との間に特別な取引関係はありません。  
監査役北原勝正氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況及び発言状況                                                                                                                         |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 山 田 磯 子 | 当事業年度に開催された取締役会38回のうち23回に出席し、また当事業年度に開催された監査役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。         |
| 監 査 役 | 北 原 勝 正 | 当事業年度に開催された取締役会38回のうち22回に出席し、また当事業年度に開催された監査役会13回のうち13回に出席し、会社業務における豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                          |          |
|------------------------------------------|----------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注） | 15,000千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額             | 一千円      |
| 合 計                                      | 15,000千円 |

（注）会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等に明確に区分できないため、その合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があり、解任または不再任の決定の必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役が遵守すべきものとして制定した「役員規程」「役員倫理規程」「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」に従い行動し、その推進を図る。
- ② 社外の弁護士等を直接の情報受領者とする「内部通報規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の運用を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録（取締役会議事録、稟議書等）については、当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント基本規程」に基づき、取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会において、取り組み全体の方針・方向性の検討・決定、リスク選定及び対策等の検討・決定、各部門でのリスクマネジメント推進の指示等リスク全般の管理を行い、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践が可能な体制の整備・運用を行う。万一、不測の事態が発生した場合は、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整える。
- ② 「職務権限一覧表・明細表」「稟議規程」等による職務権限の明確化を行う。
- ③ 内部監査部門による全部門への原則年1回の監査実施を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務が、効率的に行われることを確保するために制定した「取締役会規程」「役員規程」「稟議規程」等の諸規程に従い行動する。
- ② 取締役会において決定した全社及び各部門の年度計画に基づき、月次・四半期毎の業績管理を行う。
- ③ 原則として毎月1回以上、取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 使用人の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社員が遵守すべきものとして制定した「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」に従い行動し、また定期的に研修会を実施して、その周知徹底と推進を図る。
  - ② 社外の弁護士等を直接の情報受領者とする「内部通報規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の運用を行う。
- (6) 株式会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 「関係会社管理規程」に従って、関係会社の関連書類等の精査・分析等を行った上、取締役会に定期的（月1回）に報告を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役から求めのあった場合、専任の担当者を配置し、且つ専任者の評価及び異動等において独立性を確保する体制を整える。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役と代表取締役との定期的会合を行う。
  - ② 取締役及び社員は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告する。
    - 1. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
    - 2. 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財産上の問題
  - ③ 監査役は、取締役及び社員より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が、会社の重要情報について、すべてアクセスできる体制を整える。
  - ② 監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整える。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、昭和31年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を生かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（液晶機器事業・半導体機器事業・MWS（マルチワイヤーソー）事業）に展開を図り、現在に至っております。

当社は、企業価値をより一層高め確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指すべく、中長期的な経営戦略の基礎固めを行い、成長してまいります。

また、当社社是及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識したうえで、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めるよう努めますが、突然の当社株式の大規模買付行為が発生した場合、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否か、大規模買付者へ経営を委ねることなどのご判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねるべきだと考えております。しかし当社に回復し難い損害をもたらすおそれがあるものも含まれるため、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると考えております。

《当社の社是》

「創造と開拓」

《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

1. 企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう
2. 物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう
3. 自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

《経営ビジョン》

「信頼されるタカトリ」

《経営方針》

- ①顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う
- ②オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う
- ③組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行う

(2) 基本方針の実現に資する取組み

①企業価値向上への取組み

当社の経営方針の実現に努めるため、以下の取組みを行っております。

● 顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う

当社の戦略的コア技術である「7つのコア技術」（貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空）の各技術を更に強化し、技術開発スローガン「Global Innovation “Plus One”」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「7つのコア技術」をベースに ①有望事業機会を目指した技術力の強化 ②強い技術の他製品への水平展開 ③他社との技術提携及び協業化による新製品の開発 ④既存製品の進化 などに積極的に取り組んでまいります。

● 目標とする経営指標

ROE（自己資本当期純利益率）10%以上、売上高総利益率の向上を掲げ、安定した収益体質の確立を目指しております。

②コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、現在2名の社外監査役を選任しておりますが、社外監査役も含めた監査役全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として平成19年11月14日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、平成19年12月21日の定時株主総会において不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入することを株主の皆様にご承認いただきました。現対応策の有効期間は、平成22年12月22日開催の当社第54期定時株主総会の終結の時までとなっております。今般、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の改正・整備等を踏まえ現対応策の見直しを行い、平成22年11月12日開催の当社取締役会において、現対応策の一部を修正し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することを決定しております。なお、継続後の対応策の詳細は、株主総会参考書類36～59ページに記載のとおりです。

- (4) 上記 (2) および (3) の取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが当社の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応策においては、大規模買付ルールの手続きを遵守しない大規模買付行為が行われた場合、当社取締役会は、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会の開催を要請し、客観的な判断を行い、当社の取締役の恣意的判断を排除し、大規模買付ルールの遵守や対抗措置の発動の是非に関する判断の公正性・透明性の確保を図っており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

# 貸借対照表

(平成22年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )             |           |
| 流 動 資 産         | 5,293,205 | 流 動 負 債                 | 2,359,288 |
| 現 金 及 び 預 金     | 2,270,525 | 買 掛 金                   | 1,351,290 |
| 受 取 手 形         | 320,792   | リ ー ス 債 務 金             | 4,976     |
| 売 掛 金           | 1,035,799 | 未 払 金                   | 100,626   |
| 製 品             | 439,530   | 未 払 費 用                 | 78,458    |
| 仕 掛 品           | 747,402   | 未 払 法 人 税 等             | 9,647     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 94,404    | 前 受 金                   | 555,713   |
| 前 渡 金           | 2,310     | 預 り 金                   | 3,729     |
| 前 払 費 用         | 41,353    | 前 受 収 益                 | 15        |
| 繰 延 税 金 資 産     | 260,791   | 賞 与 引 当 金               | 174,829   |
| そ の 他           | 80,295    | 仮 受 金                   | 80,000    |
| 固 定 資 産         | 2,455,847 | 固 定 負 債                 | 98,078    |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,537,973 | リ ー ス 債 務 金             | 11,515    |
| 建 物             | 793,194   | 繰 延 税 金 負 債             | 1,232     |
| 構 築 物           | 44,097    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 71,736    |
| 機 械 及 び 装 置     | 20,996    | そ の 他                   | 13,594    |
| 車 両 及 び 運 搬 具   | 39        | 負 債 合 計                 | 2,457,366 |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 42,947    | ( 純 資 産 の 部 )           |           |
| 土 地             | 603,542   | 株 主 資 本                 | 5,287,976 |
| リ ー ス 資 産       | 15,706    | 資 本 金                   | 963,230   |
| 建 設 仮 勘 定       | 17,450    | 資 本 剰 余 金               | 1,352,321 |
| 無 形 固 定 資 産     | 25,693    | 資 本 準 備 金               | 1,352,321 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 22,240    | 利 益 剰 余 金               | 2,989,542 |
| そ の 他           | 3,452     | 利 益 準 備 金               | 95,460    |
| 投 資 其 他 の 資 産   | 892,180   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,894,082 |
| 投 資 有 価 証 券     | 47,828    | 別 途 積 立 金               | 2,576,000 |
| 関 係 会 社 株 式     | 842,400   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 318,082   |
| 出 資 金           | 1,170     | 自 己 株 式                 | △17,117   |
| 長 期 前 払 費 用     | 431       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 3,709     |
| そ の 他           | 350       | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 3,709     |
| 資 産 合 計         | 7,749,053 | 純 資 産 合 計               | 5,291,686 |
|                 |           | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 7,749,053 |

# 損 益 計 算 書

（平成21年10月 1 日から）  
（平成22年 9 月30日まで）

（単位：千円）

| 科 目                   | 金 額      | 金 額       |
|-----------------------|----------|-----------|
| 売 上 高                 |          | 4,677,200 |
| 売 上 原 価               |          | 3,372,687 |
| 売 上 総 利 益             |          | 1,304,512 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |          | 1,134,284 |
| 営 業 利 益               |          | 170,228   |
| 営 業 外 収 益             |          |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 10,368   |           |
| 受 取 地 代               | 9,772    |           |
| 仕 入 割 引               | 115      |           |
| 助 成 金 収 入             | 7,450    |           |
| そ の 他                 | 10,366   | 38,072    |
| 営 業 外 費 用             |          |           |
| 支 払 利 息               | 1,093    |           |
| 減 価 償 却 費             | 739      |           |
| 租 税 公 課               | 2,078    |           |
| 為 替 差 損               | 4,970    |           |
| 投 資 事 業 組 合 損 失       | 1,348    |           |
| そ の 他                 | 855      | 11,086    |
| 経 常 利 益               |          | 197,214   |
| 特 別 利 益               |          |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 1,955    | 1,955     |
| 特 別 損 失               |          |           |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 252      |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 3,821    |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 4,873    |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 249,291  | 258,239   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |          | 59,070    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,523    |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △260,831 | △257,308  |
| 当 期 純 利 益             |          | 198,238   |

# 株主資本等変動計算書

(平成21年10月1日から  
平成22年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本  |             |           |             |                  |                  |          |                |
|-------------------------|----------|-------------|-----------|-------------|------------------|------------------|----------|----------------|
|                         | 資 本 金    | 資本剰余金       | 利 益 剰 余 金 |             |                  |                  | 自己株式     | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |          | 資本準備金       | 利益準備金     | その他利益剰余金    |                  | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |          |                |
|                         |          |             |           | 別 積 立 金     | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |                  |          |                |
| 平成21年9月30日残高            | 963, 230 | 1, 352, 321 | 95, 460   | 2, 976, 000 | △280, 156        | 2, 791, 303      | △17, 070 | 5, 089, 785    |
| 事業年度中の変動額               |          |             |           |             |                  |                  |          |                |
| 別途積立金の取崩                |          |             |           | △400, 000   | 400, 000         | —                |          | —              |
| 当期純利益                   |          |             |           |             | 198, 238         | 198, 238         |          | 198, 238       |
| 自己株式の取得                 |          |             |           |             |                  |                  | △47      | △47            |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |          |             |           |             |                  |                  |          | —              |
| 事業年度中の変動額合計             | —        | —           | —         | △400, 000   | 598, 238         | 198, 238         | △47      | 198, 191       |
| 平成22年9月30日残高            | 963, 230 | 1, 352, 321 | 95, 460   | 2, 576, 000 | 318, 082         | 2, 989, 542      | △17, 117 | 5, 287, 976    |

|                         | 評価・換算差額等         | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|------------------|--------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 |              |
| 平成21年9月30日残高            | 2,846            | 5,092,632    |
| 事業年度中の変動額               |                  |              |
| 別途積立金の取崩                |                  |              |
| 当期純利益                   |                  | 198,238      |
| 自己株式の取得                 |                  | △47          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 863              | 863          |
| 事業年度中の変動額合計             | 863              | 199,054      |
| 平成22年9月30日残高            | 3,709            | 5,291,686    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### イ. 関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ロ. その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

##### イ. 製品・仕掛品 ……………

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ロ. 原材料 ……………

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ハ. 貯蔵品 ……………

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 ……………

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

機械及び装置 12年～15年

##### ② 無形固定資産 ……………

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産 ……………

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金 ……………

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上していません。

##### ② 賞与引当金 ……………

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期負担分を計上しております。

##### ③ 役員退職慰労引当金 ……………

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (5) 表示方法の変更  
前事業年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「仮受金」（前事業年度50,000千円）については、金額的重要性が増したため、当事業年度は区分掲記しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産に関する事項

#### ① 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 624,094千円 |
| 土地 | 490,819千円 |

#### ② 上記に対応する債務

奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県に対する借入金 109,535千円

なお、上記担保提供資産のうち、土地260,161千円については、奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県に対する借入金の担保及び銀行借入金の担保に供しており、建物624,094千円、土地230,657千円については、銀行借入金の担保に供しております。なお、平成22年9月30日現在の銀行借入金残高はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,879,249千円

### (3) 保証債務

奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金109,535千円に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 180千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 末 の 株 式 数 （ 株 ） |
|-----------|---------------------------|
| 普 通 株 式   | 5,491,490                 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 末 の 株 式 数 （ 株 ） |
|-----------|---------------------------|
| 普 通 株 式   | 30,719                    |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1 株 当 た り<br>配 当 額 (円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|----------------|-------|------------------------|------------|-------------|
| 平成22年12月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 43,686         | 利益剰余金 | 8.0                    | 平成22年9月30日 | 平成22年12月24日 |

(注) 上記②の配当金の総額は、当定時株主総会において決議予定の金額であります。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

**流動の部**

繰延税金資産

|             |          |
|-------------|----------|
| 賞与引当金       | 69,931千円 |
| たな卸資産評価損否認  | 50,146千円 |
| 繰越試験研究費税額控除 | 33,950千円 |
| 繰越欠損金       | 93,220千円 |
| その他         | 47,493千円 |

計 294,742千円

評価性引当額 △33,950千円

繰延税金資産合計 260,791千円

**固定の部**

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 役員退職慰労引当金 | 28,694千円 |
| 減損損失否認    | 50,298千円 |
| 関係会社株式評価損 | 99,716千円 |
| その他       | 31,680千円 |

計 210,390千円

評価性引当額 △210,350千円

繰延税金資産合計 40千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 1,272千円

繰延税金負債合計 1,272千円

繰延税金負債の純額 1,232千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額    | 12,311千円 |
| (2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 | 9,367千円  |
| (3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 | 3,126千円  |

## 7. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達する方針によっております。一時的な余資は安全性の高い金融資産（主に預金）で運用しております。当社は、デリバティブ取引は利用しておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、関係会社株式はウインテスト株式会社に対する出資であります。これら投資有価証券及び関係会社株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヵ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に関するリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先との契約不履等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について営業部門が定期的取引先の状況を確認し、経理部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権については、通貨別月別に為替変動による影響額を把握するなどの方法により管理しております。なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に時価や出資先の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いをできなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円)  |
|------------|------------------|-----------|----------|
| (1) 現金及び預金 | 2,270,525        | 2,270,525 | —        |
| (2) 受取手形   | 320,792          | 320,792   | —        |
| (3) 売掛金    | 1,035,799        | 1,035,799 | —        |
| (4) 投資有価証券 | 36,172           | 36,172    | —        |
| (5) 関係会社株式 | 842,400          | 427,244   | △415,156 |
| 資産計        | 4,505,690        | 4,090,533 | △415,156 |
| (1) 買掛金    | 1,351,290        | 1,351,290 | —        |
| (2) 未払金    | 100,626          | 100,626   | —        |
| 負債計        | 1,451,916        | 1,451,916 | —        |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券、(5) 関係会社株式

これらの時価について、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項は以下のとおりであります。

① 子会社株式及び関連会社株式

|        | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円)  |
|--------|------------------|---------|----------|
| 関連会社株式 | 842,400          | 427,244 | △415,156 |
| 合計     | 842,400          | 427,244 | △415,156 |

②その他有価証券

|                          | 種類 | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|----|------------------|--------------|---------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式 | 24,108           | 17,356       | 6,752   |
|                          | 小計 | 24,108           | 17,356       | 6,752   |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式 | 12,064           | 12,970       | △906    |
|                          | 小計 | 12,064           | 12,970       | △906    |
| 合計                       |    | 36,172           | 30,326       | 5,845   |

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損4,873千円を計上しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分                       | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------------------------|---------------|
| (1) 関係会社株式               |               |
| 非上場株式                    | 0             |
| (2) その他有価証券              |               |
| 非上場株式                    | 0             |
| 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 | 11,656        |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」及び「(5) 関係会社株式」には含めておりません。

### 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,270,525    | —               | —                | —            |
| 受取手形   | 320,792      | —               | —                | —            |
| 売掛金    | 1,035,799    | —               | —                | —            |
| 合計     | 3,627,117    | —               | —                | —            |

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

### 8. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、奈良県において賃貸不動産及び遊休不動産を所有しております。平成22年9月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は6,953千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸不動産及び遊休不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 貸借対照表計上額（千円） |          |          | 当事業年度末の時価<br>(千円) |
|--------------|----------|----------|-------------------|
| 前事業年度末残高     | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |                   |
| 168,660      | —        | 168,660  | 161,200           |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

9. 持分法投資損益等に関する注記

- (1) 関連会社に対する投資の金額 842,400千円  
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 647,629千円  
(3) 持分法を適用した場合の投資損失の金額 201,530千円

(注) 関連会社のうち、株式会社エムテーシーの株式については、実質価額が著しく下落したことから関係会社株式評価損249,291千円を計上いたしました。これに伴い、同株式取得時に認識された「のれん相当額」の未償却残高63,179千円を一括償却しております。当該のれん相当額一括償却額は、「持分法を適用した場合の投資損失の金額」に含まれており、関係会社株式評価損の一部としても計上されております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 氏名   | 所在地 | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は職業                           | 議決権等の所有（被所有）割合<br>(%)     | 関係内容          |        | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|------|-----|------------------|-------------------------------------|---------------------------|---------------|--------|-------|--------------|----|--------------|
|    |      |     |                  |                                     |                           | 役員の兼任等<br>(人) | 事業上の関係 |       |              |    |              |
| 役員 | 北村吉郎 | —   | —                | 当社取締役副社長<br><br>奈良県ハイテク工場団地協同組合代表理事 | 被所有<br><br>直接<br><br>0.79 | —             | —      | 債務保証  | 109,535      | —  | —            |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。これは、組合員全体の借入金額に対して、各組合員が連帯保証をする契約になっていることによるものです。また、当該借入金に対して、当社の土地を奈良県に担保提供しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 969円03銭  
(2) 1株当たり当期純利益 36円30銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、運転資金として平成22年10月22日開催の取締役会決議に基づき下記のとおり総額1,000,000千円の借入を金融機関から行いました。

(1) 株式会社南都銀行

- ①借入金額 500,000千円
- ②利率 変動金利（南都銀行の短期プライムレート連動型）
- ③借入実施時期 平成22年10月29日
- ④返済期日 平成26年10月29日
- ⑤返済条件 平成22年11月30日から1ヵ月ごとの元金均等による分割返済
- ⑥担保提供資産または保証内容 本社の土地・建物

(2) 株式会社三菱東京UFJ銀行

- ①借入金額 300,000千円
- ②利率 変動金利（日本円 TIBOR＋年率0.397%）
- ③借入実施時期 平成22年10月29日
- ④返済期日 平成23年10月31日
- ⑤返済条件 平成22年11月30日から1ヵ月ごとの元金均等による分割返済
- ⑥担保提供資産または保証内容 本社の土地・建物

(3) 株式会社商工組合中央金庫

- ①借入金額 200,000千円
- ②利率 変動金利（日本円 TIBOR＋年率0.32%）
- ③借入実施時期 平成22年10月29日
- ④返済期日 平成26年9月30日
- ⑤返済条件 平成22年11月30日から1ヵ月ごとの元金均等による分割返済
- ⑥担保提供資産または保証内容 なし

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年11月16日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 育 良 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本健一郎 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカトリの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）及びその取り組みの具体的な内容（会社法施行規則第118条第3号ロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえて検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、取り組みの具体的な内容についても当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年11月26日

株式会社タカトリ 監査役会

常 勤 監 査 役    水     谷     幸     夫    (印)  
監     査     役    山     田     磯     子    (印)  
監     査     役    北     原     勝     正    (印)

(注) 監査役山田磯子及び監査役北原勝正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元と企業体質の強化等を継続的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、43,686,168円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年12月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会の終結をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため2名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | 高 鳥 王 昌<br>(大正14年3月18日生)  | 昭和31年10月 当社設立<br>代表取締役社長<br>平成14年6月 当社代表取締役会長<br>平成18年12月 当社取締役名誉会長<br>平成20年12月 当社代表取締役名誉会長<br>平成21年10月 当社代表取締役会長<br>(現在に至る)                                                                                                                           | 354,856株               |
| 2         | 駒 井 幸 三<br>(昭和33年10月13日生) | 平成10年1月 当社入社<br>平成14年4月 当社経営企画室長<br>平成14年12月 当社取締役経営企画室長<br>平成15年10月 当社常務取締役営業本部長<br>平成16年12月 当社代表取締役社長兼営業本部長<br>平成18年10月 当社代表取締役社長<br>平成21年10月 当社取締役社長<br>(現在に至る)                                                                                     | 32,500株                |
| 3         | 北 村 吉 郎<br>(昭和22年9月12日生)  | 昭和41年3月 当社入社<br>平成8年12月 当社取締役管理本部長<br>平成13年10月 当社取締役経理本部長<br>平成14年4月 当社取締役管理本部長<br>平成15年10月 当社常務取締役管理本部長<br>平成16年10月 当社常務取締役経営企画室長<br>平成21年10月 当社常務取締役新規事業創出及び管理部門担当<br>平成22年4月 当社取締役副社長新規事業創出及び管理部門担当<br>(現在に至る)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>奈良県ハイテク工場団地協同組合代表理事 | 43,750株                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                             | 所有する<br>株式の数 |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 4     | 雁野良博<br>(昭和24年11月19日生) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成13年10月 当社繊維・特機事業部長<br>平成14年4月 当社生産本部長<br>平成14年10月 当社執行役員生産本部長<br>平成14年12月 当社取締役生産本部長<br>平成16年10月 当社常務取締役生産本部長<br>平成18年12月 当社専務取締役生産本部長<br>平成21年10月 当社専務取締役新規事業創出<br>及び生産部門担当<br>(現在に至る) | 23,000株      |
| 5     | 松田武晴<br>(昭和25年1月11日生)  | 昭和48年3月 当社入社<br>平成14年4月 当社営業本部海外営業部長<br>平成14年10月 当社執行役員営業本部海外営業部長<br>平成15年4月 当社執行役員営業本部副本部長<br>平成18年10月 当社執行役員営業本部長<br>平成18年12月 当社取締役営業本部長<br>平成21年10月 当社取締役新規事業創出及び<br>営業部門担当<br>(現在に至る)                 | 2,650株       |
| 6     | 大西正純<br>(昭和35年8月25日生)  | 平成9年11月 当社入社<br>平成15年4月 当社管理本部経理部長<br>平成16年10月 当社執行役員管理本部長兼経理部長<br>平成20年12月 当社取締役管理本部長兼経理部長<br>(現在に至る)                                                                                                    | 5,750株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                         | 所有する<br>株式の数 |
|-------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 7     | 出口昌道<br>(昭和34年2月4日生) | 昭和59年7月 当社入社<br>平成15年4月 当社生産本部第二製造部長<br>平成18年10月 当社執行役員生産本部第二製造部長<br>平成21年4月 当社執行役員生産本部電子機器製造部長<br>平成21年10月 当社執行役員生産本部副本部長<br>(現在に至る) | 1,100株       |
| 8     | 増田誠<br>(昭和38年7月8日生)  | 昭和61年4月 当社入社<br>平成16年10月 当社執行役員営業本部営業管理部長<br>平成18年10月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業管理部長<br>平成21年10月 当社執行役員営業本部長<br>(現在に至る)                        | 一株           |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成19年12月21日開催の第51期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）の導入について株主の皆様のご承認をいただいております。

現プランの有効期間が本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、現プランを一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決議いたしました。（継続後のプランを以下「本プラン」といいます。）

つきましては、本プランの継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、平成25年12月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、本プラン継続にあたり、現プランから見直しを行った主な内容は以下のとおりですが、実質的な内容に変更はございません。

- ① 対抗措置の発動・不発動の判断に掛かる手続きを明確化し、また、大規模買付者等が本プランに定めるルールを遵守した場合の特別委員会による対抗措置の発動勧告が例外的措置であることを明記したこと
- ② 特別委員会が対抗措置の発動勧告を行う場合について列挙した「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」につき、要件を限定化したこと
- ③ 新株予約権無償割当ての概要について、大規模買付者等からの新株予約権の取得に関する記載を削除したこと
- ④ その他、株券電子化等に伴う所要の修正等

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、当社は当社株式等に対する大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

ただし、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様には当社の株式価値の妥当性を短期間でご判断していただくこととなりかねません。また、株式の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

当社は、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応ずるべきか否かのご判断のための期間が確保されることが必要であると考えております。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業価値向上への取組み

当社は、昭和31年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を生かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（液晶機器事業・半導体機器事業・MWS（マルチワイヤーソー）事業）に展開を図り、現在に至っております。

当社は、企業価値をより一層高め確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指すべく、中長期的な経営戦略の基礎固めを行い、成長してまいります。また、当社社是及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識したうえで、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めるよう努めてまいります。

## 《当社の社是》

「創造と開拓」

## 《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

- ① 企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう
- ② 物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう
- ③ 自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはつきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

## 《経営ビジョン》

「信頼されるタカトリ」

## 《経営方針》

- ① 顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う
- ② オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う
- ③ 組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行う

また当社は、上記経営方針の実現に努めるため、以下の取り組みを行っております。

- 顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う

当社の戦略的コア技術である「7つのコア技術」（貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空）の各技術を更に強化し、技術開発スローガン「Global Innovation “Plus One”」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「7つのコア技術」をベースに①有望事業機会を目指した技術力の強化②強い技術の他製品への水平展開③他社との技術提携及び協業化による新製品の開発④既存製品の進化などに積極的に取り組んでまいります。

● 目標とする経営指標

ROE(自己資本当期純利益率)10%以上、売上高総利益率の向上を掲げ、安定した収益体質の確立を目指しております。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、現在2名の社外監査役を選任しておりますが、社外監査役も含めた監査役全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。特別委員会は、特別委員会規則（概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン継続時における特別委員会の委員には、別紙2に記載の三氏が就任する予定です。

なお、平成22年9月30日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

#### (1) 本プランに係る手続き

##### ① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

##### ② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名または名称及び住所または所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix)大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会及び特別委員会が大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会はその旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i)対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

##### (i) 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

##### (ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(i)～(t)に掲げる事由により、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(i) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ホ) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (ト) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

### (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から平成25年12月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止されまたは本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止ま

たは変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会及び特別委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入するものです。また、上記2. (3)に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

#### (3) 必要性・相当性確保の原則

##### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に

際して特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的・客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記２．(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

４．株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記２．(1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以 上

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
  - 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
  - 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
  - 10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

### 特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 特別委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該特別委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。
5. 特別委員会の議長は、各特別委員会委員の互選により選定される。
6. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

(1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非

(2) 本プランに係る対抗措置発動の停止

(3) 本プランの廃止及び変更

(4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項

各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

9. 特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

特別委員会委員の略歴（五十音順）

○川村 真（かわむら しん）

昭和44年3月12日生

【略歴】

平成8年4月 公認会計士登録

平成13年2月 税理士登録

平成13年2月 川村公認会計士事務所開業（現任）

川村 真氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

○増田政章（ますだ まさあき）

昭和20年9月9日生

【略歴】

平成2年4月 近畿大学法学部教授（現任）

平成15年9月 弁護士登録

平成15年9月 増田法律事務所開業（現任）

増田政章氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

○山田磯子（やまだ いそこ）

昭和20年3月3日生

【略歴】

昭和45年4月 弁護士登録

昭和56年6月 山田磯子法律事務所（現さざんか法律事務所）開業（現任）

平成13年12月 当社監査役（現任）

山田磯子氏は、会社法第2条第16号に規定されている社外監査役です。

当社は同氏を、大阪証券取引所の定めに基づく独立委員会として届け出ております。

同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

## 当社の株式の状況

会社が発行する株式の総数 17,000,000株

発行済株式の総数 5,491,490株

株主数 1,513名

大株主（上位10名）

| 氏名又は名称                                             | 住所                | 所有株式数<br>(千株) | 発行済株式総数<br>に対する所有<br>株式数の割合(%) |
|----------------------------------------------------|-------------------|---------------|--------------------------------|
| (有) コ ト ブ キ 産 業                                    | 奈良県香芝市関屋1516－9    | 383           | 6.98                           |
| 高 鳥 王 昌                                            | 奈良県香芝市真美ヶ丘        | 354           | 6.46                           |
| タ カ ト リ 共 栄 会                                      | 奈良県橿原市新堂町313－1    | 283           | 5.16                           |
| UBS AG LONDON A/C IPB<br>SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 東京都品川区東品川2－3－14   | 263           | 4.79                           |
| 大阪中小企業投資育成㈱                                        | 大阪府大阪市北区中之島3－3－23 | 187           | 3.40                           |
| タカトリ従業員持株会                                         | 奈良県橿原市新堂町313－1    | 147           | 2.68                           |
| 井 上 久 雄                                            | 神奈川県厚木市下荻野        | 128           | 2.33                           |
| 高 鳥 政 廣                                            | 奈良県香芝市関屋          | 113           | 2.07                           |
| 高 鳥 寿 子                                            | 奈良県香芝市真美ヶ丘        | 109           | 2.00                           |
| 西 村 幸 子                                            | 大阪府大阪市平野区加美北      | 104           | 1.89                           |

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）

1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

#### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>11</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>12</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

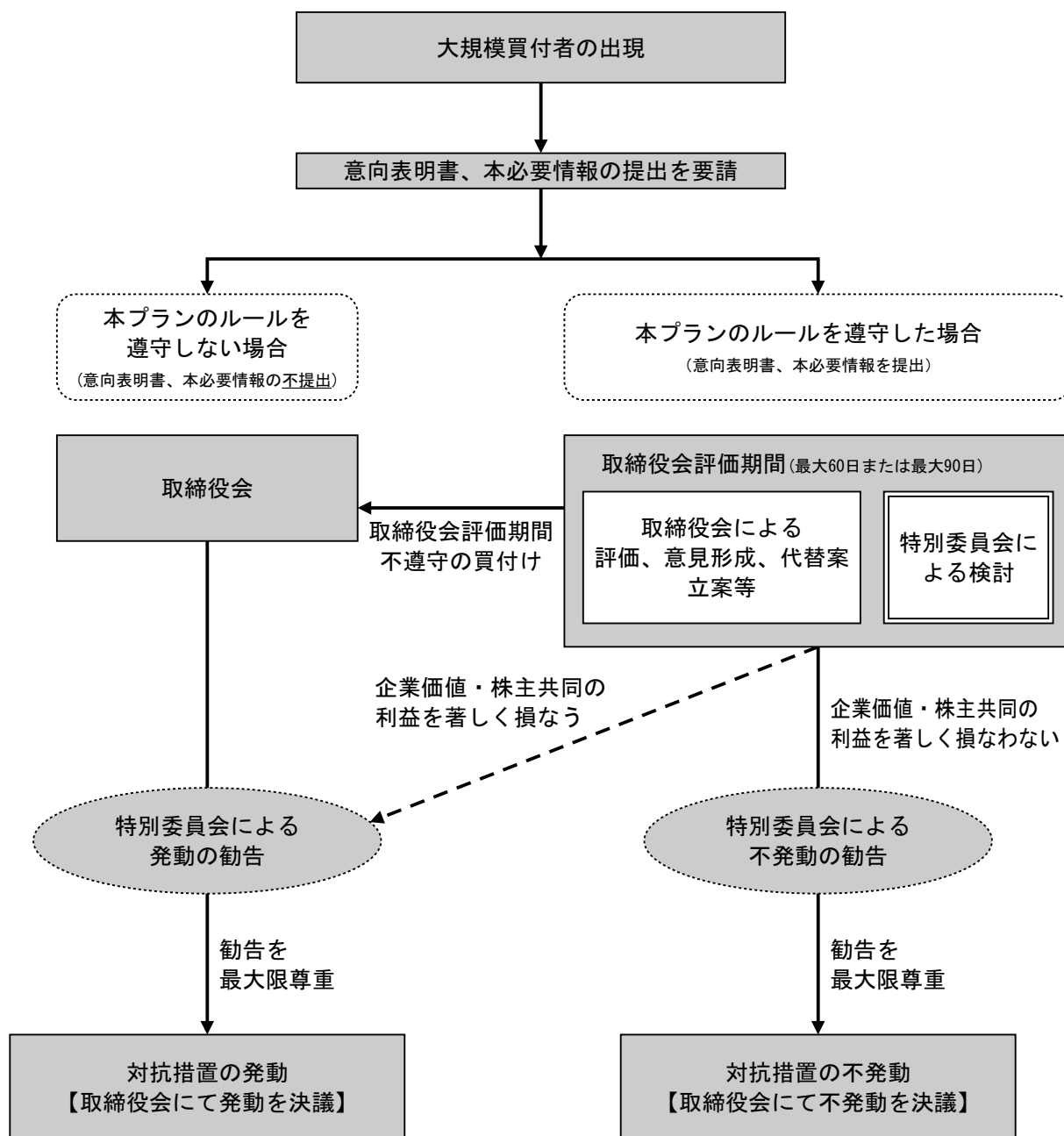
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

- 
- 11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
  - 12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
  - 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

## 本プランの手続きに関する流れ



※本図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプラン内容は本文をご参照ください。

## 第54期定時株主総会会場 ご案内略図

会場：奈良県橿原市新堂町313番地の1

当社本社 5階講堂

連絡先 電話番号 0744-24-8580

